平成２４年（フ）第３５３号
奈良県生駒市西旭ヶ丘１番62号
債務者　中坪　京子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９８３号
広島県東広島市西条町西条東1275番地４松岡ビル201号
債務者　坂本　愛子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５４号
北九州市小倉北区大畠２丁目１番29号
債務者　蒲池　正剛
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３６９号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目19番１号大黒アパート202号
債務者　山口　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目27番13号ことぶき荘201号
債務者　野口　建造
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目７番８号
債務者　瀬戸口督智
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
札幌市東区北11条東４丁目２番８―205号、前住所北海道小樽市桜４丁目５番24号
債務者　高木　佳从
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１６６号
三重県鈴鹿市一ノ宮町1293番地の１、前住所三重県松阪市五主町1289番地23
債務者　北川　由之
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７８号
三重県伊賀市緑ケ丘東町996番地の１
債務者　川田　　晃
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第７９号
三重県名張市百合が丘東８番町236番地、前住所三重県名張市つつじが丘南７番町58番地
債務者　小池　香里
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２０２号
三重県桑名市大字播磨63番地、前住所三重県桑名市大字東方1258番地１
債務者　林美智代こと　朴　美智代
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
三重県尾鷲市港町10番17号
債務者　東　裕久男
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第１９号
三重県熊野市紀和町大栗須41番地
債務者　中村奈々重
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第９２１号
京都市山科区竹鼻立原町３番地23、住民票上の住所京都市中京区寺町通三条上る天性寺前町526番地
債務者　磯野　京子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９９０号
京都府八幡市男山竹園３番地―A14―501
債務者　松山　千鶴（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０６号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町35番地34
債務者　藤井　達也
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４７号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町35番地34
債務者　藤井　克彦
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係